発行所 (郵便番号100)

東京都千代田区丸の内 2-4-1 丸ノ内ビルデング 781号室 社団法人スウェーデン社会研究所 Tel (212) 4007・1447

編集 堀 内 六 郎

印刷所 関東図書株式会社 定価200円 (年間購読料参千円) 1980年8月25日発行 第12巻 第7・8合併号

(毎月1回25日発行) 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 12 No. 7 · 8合併号

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden) Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan



ミュルダール博士をお迎えして

Welcome for Dr. Gunnar Myrdal

名誉所長 西 村 光 夫 Honorary President Prof. Teruo Nishimura

グンナー・ミュルダール博士(1974年・ノーベル経済学賞受賞者)を成田空港に迎へたのは去る5月31日の夕刻だった。博士については大著「アジアのドラマ」その他でわが国にも広く識られているから、詳しく申し述べる必要はないであろう。博士の訪日は最初の1941年1月以来こんどで5度目になる。私は15年程前、2度目に来されたとき東京で初めてお会いし、その後、このスウェーデン社会研究所が設立されたりして、スウェーデンにゆく機会が多くなり、自然先生ともストックホルムでときどきお目にかかるようになった。

実は先生はすでに去年春東京へ来られる予定だ った。2、3の大学や新聞社からの要望もあり、 私から来日を御願いしたのに対し、ハワイの大学 から招ばれているので、その行きか帰りに日本に 立寄ろうと言って来られていたからである。しか しその予定はハワイ大学の都合で取止めになっ た。そうしたら夏になって、こんどは日本の実業 界から、来年(つまり今年)東京で第7回小売業 者協会(百貨店、スーパーなどが中心)世界大会 を催すのでその劈頭を飾るためミュルダール博士 を招きたい、できれば橋渡しをして欲しいという 話しが来た。たまたま私はその9月に行われた総 選挙を観がてらスウェーデンを訪れる予定をもっ ていたので、よい機会と思ってお引受けした。ス トックホルムでは王宮のある旧い街(ガムラスタ ン) にある自宅に招ばれ、シェリーを御馳走にな りながら長時間四方山話を愉しんだが、その間に 来日についても大体の御承諾を得た。その後来日 の予定について何度も手紙の往復をした。滞日中

を有効にするためのスケジュールを作るについては、旧知のアジア大学の板垣興一教授に御相談することにした。教授は「アジアのドラマ」の翻訳者でもあり、最適の方と考へたが、快うよく協力を引受けられ、来日中は1週間毎日行を共にして下さった。お疲れだったと思うが、私には有難いことであった。世界大会の実行委員長だった五島昇氏の秘書室の方々も新井室長始め金刺、西村の諸君等が献身的な世話をして下さったので大いに助かった。

スケジュールはかなりタイトで81歳の先生にはきつ過ぎたと思うが、先生は終始機嫌よくこなして下さった。先生は上半身は至極健全だが脚が悪く、転びでもしたら大変とそれが一番 心配 だった。6月6日成田空港を元気に発たれたときは板垣教授と一諸に文字通りホッとしたのだった。在京中二つの一般講演、三つの大学での講演、数回の学者達との会合、新聞記者会見と随分忙しかったが、何れも大成功で先生も満足のようであった。その内容について申し述べたいことも 少く ないが、これは別の機会に譲ることとしたい。

目 次 ミュルダール博士をお迎えして……西村光夫… 1 前理事長大平正芳氏のご逝去を悼む…… 2 スウェーデン男女雇用平等法……菱木昭八朗… 3 スウェーデンの新しい社会サービス法案(3) …… 坂田 仁… 4 書評「幸せな社会を求めて」 6 Newly-arrived Materials on Sweden 7 SIPニュース 8

前理事長 大平正芳氏のご逝去を悼む

当スウェーデン社会研究所の前理事長であられた大平正芳内閣総理大臣閣下には、図らずも去る6月12日急逝せられました。

大平前理事長には、当研究所が昭和42年に設立された当時から昭和53年に内閣総理大臣に就任されたため理事長を退任されますまで、10年間余に亘り当研究所の理事長としてその事業の運営に多大のご配慮を払われ、おかげをもって当研究所が内外からの評価の高揚を果しえたの

でありまして、更に今後の発展のため一層のご 指導ご鞭撻を期待しておりましたこの際、突然 のご訃報に接し、当研究所関係者一同驚愕且つ 落胆の極みに存じ上げた次第でございます。

ここに、関係者一同、永年に亘る前理事長の 多大のご厚情とご尽力に対し厚く御礼申し上げ ますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げ ます。

スウェーデン男女雇用平等法 ― その歴史的背景 ―

Svenska Jämställdhetslagen. Några anteckning av historiska bakgrund mot lagens tillkomst. av prop. S. Hishiki

專修大学法学部教授 菱 木 昭 八 朗 Prof. Shohachiro Hishiki

I はじめに (Inledning)

昨年の暮(正確には1979年12月17日)、スウェーデンにおいて「労働生活における男女の平等に関する法律」≪Lag (1979:1118) om jämställdhet mellan kvinnor och män i arbetslivet≫と云う名の男女雇用平等法が国会を通過し、今年の7月1日から施行されている。

云うまでもなくこの法律は、労働生活における 男女平等 《Jämställdhet i arbetslivet》 を実現 することをその目的とするものである(第 1条) が、特に注目すべき点は、その法律が只単に労働 生活における男女差別を禁止するのみならず、更 に進んで、使用者をして、労働生活における男女の 平等を実現していくため、職場における職種、職階 において男女の数的平均化を計る等積極的な行動 をとることを義務づけていること、ならびに平等 オムブーブマン 《Jämställdhetsombudsman》 平等委員会 《Jämställdhetsnämnden》 を 受け て、使用者に対して男女平等を実現するため、国 家からの積極的な働きかけを行うことを規定して いるところである。

男女雇用平等法の概要(註)については既に別のところで書いているので、本稿では主として男女雇用平等法制定に至るまでの経緯あるいはまた歴史的な社会的背景について若干考えてみることにしたい。

(註)、菱木昭八朗「スウェーデン男女雇用平等法、その歴史的背景と特色」付翻訳条文。ゼンセン同盟中央機関誌昭和55年7月号26頁以下。

■ 形式的平等から実質的平等へ

(Jämställdhetsideérnas utveckling i Sverige. Från formelljämställdhet till verklig jämställdhet)

スウェーデンにおいて形式的な平等が実現され るに至ったのは1920年代以後のことであると云わ れている。1920年の新婚姻法によって妻の行為能 力がみとめられ、選挙法の改正によって婦人参政 権がみとめられ(1921年)更にまた1923年の女子 官吏登用令 (Behörighetslagen) によって女が始 めて国家公務員になる道が開かれるに至ったから である。しかし、そこで実現された男女平等は敢 くまでも性を前提とした平等であって、今日のよ うな性を超越した男女の平等というものは全く考 えられらべくもなかった。女は家庭にあって家事、 育児に専念すべきであると云った昔乍らの男女の 役割に関する固定化された考え方がスウェーデン の社会を牢固として支配していたからである。従 って第二次世界大戦から1960年代にかけて主婦を 含めて多くの女性が職場に進出してきた時にでさ えも一家の家計の維持者は男である。従って男が 女よりも高い賃金をとるのは当然のことであると 考えられていた (prop. 1978/79:175 s. 13)。

しかし、1960年代に入ってくると平等意識の内容に一つの変化が現われてくる。それは始め同一労働、同一賃金という形での男女平等要求となって現われてくる。そしてそれは更に「すべての仕事は原則的に男女平等に解放さるべきである。そのために労働環境は改善されるべきである。職業選択の自由の妨げとなっている物理的、精神的な障碍は極力排除さるべきである。技術改良によっ

てすべての人間により多くの労働の場を得せしむる様にすべきである」prop.1978/79:175 S.130)と云う実質的平等に対する要求へと拡大するに至った。

もちろんそればかりではないにしても、この実 質的平等要求を大きく前面に押し出したのは戦争 を契機として始まった労働市場における女子労働 人口の急増現象である。スウェーデン社会におい て戦後、特に1965年から1975年にかけてどの程度 の女子労働人口の増加があったかと云うことにつ いてプロポジッションは次のように説明している。 「職業を持つ女性の数は更に増加してきている。 この15年間に働く女の数は15年前のそれに比べて 1.5 倍に増加している。1965年から1975年までの 間に労働人口は39万人増加した。しかし、そのう ち38万人が女子労働者である。この増加現象は最 近の景気後退期においてさえみられるところであ る。1976年度第4半期と1978年の同期との女子労 働人口を増減比を見てみると1978年第4半期には 6万8千人の増加が見られる。男子労働人口は減 少傾向を示しているにもかかわらず」と。prop. 1978 /79:175 s.13)。現在 スウェーデンの労働人 口に占める男女比率はほぼ同一水準に達してきて いると云われている。

スウェーデンにおける女子労働人口の急増現象がどのような形で男女平等意識の向上に結び、また更に1960年代半ばから今日に至るまでの間になぜスウェーデン労働市場に女子労働人口が急増していったか、実質的平等意識がどのように形成されていったか、極めて興味ある問題であるが、私はここでは只、スウェーデン労働市場における女子労働人口の急激な増加に伴って現在の男女雇用平等法の制定がもたらされるまでに男女平等観が拡大されていったと云うことを指適するに留める。

Ⅲ 男女平等問題に対する政府の対応

一 「平等問題懇談会」から「男女雇用平等 法」へ (Från den S. K jāmställdhets delegation till jämställdhetslagen)

労働市場における女子労働人口の増加とそれに伴う性差別撤廃に関する世論の高まりを背景として1972年、政府は政府部内に《Jämställdhetsdelegation》という名の平等問題懇談会を設置し、平等思想のPR活動と共に性差別撤廃立法制定の適否を検討せしめた。同懇談会の調査報告は《Ds Ju 1975:7 PM till frågan om lagstiftning

mot könsdiskriminering≫「性差別禁止立法に関する立法問題に対する覚書」として公にされるに至った。覚書の内容は男女平等を実現してゆくための手段として性差別禁止法を制定することは労働問題に対する国家不介入を意味する。従ってそれは労働市場における当事者主義の原則に反する。性差別禁止を法制化することによって事業主の差別撤廃努力を消極的なものにすると云うことで必ずしも性差別禁止立法に対しては積極的なものではなかった。と云うよりもむしろ性差別禁止立法の制定には否定的であった。

しかし1975年のメキシコでの世界婦人年会議の 開催を契機に再びスウェーデンにおいて、男女差 別禁止立法の制定問題が 論議の対象として 取 り あげられるに至った。政府は1976年8月、国会内 に「平等問題に関する審議会」 《Jämställdhetskommitetén》を設置し、平等問題に関する一般 的な調査検討と同時に性差別禁止立法制定の可否 をもその検討課題の一つとして加えた。しかしそ れは必ずしも性差別禁止法の立法化を積極的な目 的とするものではなかった。

スウェーデンにおいて性差別禁止立法の一つと して男女雇用平等法の制定が積極的方向にむかっ たのは1976年、政府が社民党政権からセンテル ン、国民党を中心とする保守連合政権に変ってか らのことである。1976年、保守連合が政権を獲得 すると同時に性差別禁止立法に消極的であった平 等問題懇談会 Jämställdhetsdelegation を廃止 し、それが持っていた役割をすべて平等問題審議 会に移行させ、更に同審議会に対して正式に「労 働生活における男女平等に関する法律」という名 称の法律原案の作成検討を命じた。同審議会の審 議結果は1978年、「労働生活における男女平等」 ≪Jämställdhets i arbetslivet. SOU 1978:38≫ となって政府に提出されるに至った。審議会答申 を受けた政府は直にその答申を各関係機関に送付 し、その意見を求め、それら、レミツス機関の意 見を参考にして1979年、男女雇用平等法政府原案 を作成し、これを国会に上提するに至った。しか し、政府原案は平等オンブーヅマンならびに平等 委員会に関する規定の全面削除という形で大幅修 正をされて国会を通過する。

そこで政府は11月の国会に再び改めて平等オムブージマン、平等委員会に関する規定を盛り込んだ男女雇用平等法を提案し、これが可決をみるに

至った次第である。労働者のすべてが労働組合の構成員ではない。それら未組織労働者に対する性差別を保護するために国家的指導監督機関が必要であるとする政府の意向に基くものである。これが今日行われている男女雇用平等法の原形であるが、更に私は本年6月の国会で、用語の問題ならびに性差別事件手続規定と平等委員会権限に関する規定に若干の変更のあったことを付け加えておきたい(SFS1980:412)。

尚、私は男女雇用平等法制定の他に政府は1972年統治法第2章第16条に性差別に関するすべての立法を禁止する規定を設けると共に国家公務員男女平等令 《Föroding om jämställdhet mellan kvinnor och män i statslig tiänst 1976:686》を公布し各官庁内での男女平等を実現するためのプログラム作りが行われていること、更にまた1974年の国会で各事業所での男女平等を実現してゆくための国家助成金制度も新設されていること、1976年の国会では保育所10万箇等設建5ケ年計画が決定され目下実施中であること、育児休暇法では父親にも育児休暇をとることが義務づけられる

に至っていることと同時に、一方、民間部間でも、1977年SAFとLO、SAFとPTKとの間に男女平等実現に関する労働協約が締結され官民一致で男女平等実現化の方向にむかって努力が行われていることを指摘しておきたい。

Ⅳ 終りに (avslutningsord)

以上、スウェーデン男女雇用平第法の制定までの経過を大雑把にスキッスしたけれども最後に私は、男女雇用平等法の制定に伴ってこれからスウェーデン社会にどのような変動が生じ、また高齢化社会の中で男女雇用平等法がどのような役割を果してゆくか、今後の男女平等法とスウェーデン社会の変化に期待をかけてこの稿を終りたい。

(1980・7・10記)

参考文献 (1) Alf Åberg, Vår svenska historia, (1978), (2). James Rössel, Kvinnor och Kvinnorörelsen i Sverige 1850-1950. (3) Regeringensproposition 1978/79:175. (4) Arbetsmarknadsutskottets betänkande 1978 / 79:39, (5) Regeringens proposition 1979/80:65. (6) Arbetsmarknadsutskottets betänkande 1979/80:10. (7) Jämställdhet i arbetslivet (SOU) 1978:38

(事務局より) 一第12巻第5号および同6号で、「スウェーデンの新しい 社会サービス法案」の紹介を上、下として掲載させてい ただきましたが、引きつづいて同法案の解説をお願いす ることになりましたので、本号の分を第3部とさせてい ただきました。

社会福祉委員会法草案

Förslag till Socialnämndslag

一スウェーデンの新しい社会サービス法案(三)ー

横浜家庭裁判所調査官

坂 田

仁

Mr. Jin Sakata

前号につづいて、社会サービス法草案の関連法律草案の翻訳文を発表する。前々号の中でもふれたように、ここに発表するのは、1977年に社会福祉審議会が発表した報告書「社会サービス及び社会補償附加給付」に収められている法律草案の翻訳である。

スウェーデンにおける立法手続では、審議会の報告書は、いわゆるレミス手続にかけられ、その後、社会省内で実際に議会に提出される法律案が作成される。従って議会の審議を経て法律になる

ものは、ここに翻訳する法律の草案とは相当異ったものになることもあり得る。しかし、その反面、草案をみておくことは、現実に法律となったものの制定経過を知ることを可能にするという利点があるわけで、そのつもりで、この翻訳をみていただけると有難いと思う。なお、聞くところでは、社会福祉領域での、この改革案は、まだ議会を通過していない(駐日スウェーデン大使館の広報課と当研究所の小野寺百合子先生より、この点の情報を得ることができた。心より謝意を表し

たい。)とのことなので、まだ新しさを失っていないと思う。

以上、この翻訳について生じる誤解を避ける意味で一筆しておくことにした。

社会福祉委員会法草案 (Förslag till socialnämndslag, 1977)

(社会福祉委員会)

第1条 各コミューンに社会福祉委員会をおくも のとする。

社会福祉委員会は、社会サービス法、未成年 者の保護に関する特別規定又はその他の法令に よる業務を実行する。

第2条 社会福祉委員会は、自ら又はその代理人 を通して、社会サービス法又はその他の法令に より社会福祉委員会の権限に属する訴訟事件及 び事件についてコミューンの訴訟上の要求を追 行しなければならない。

社会福祉委員会は、法律又はその他の法令もしくはコミューン議会の決議にもとづき、地域 社会福祉委員会又はその他の委員会の権限に属 さない限り行政及び執行を掌るものとする。

第3条 社会福祉委員会は、コミューン議会、コミューン行政委員会及びその他の委員会並びに 官公署に対して、委員会が必要と考える提案を しなければならない。

社会福祉委員会は、その活動に必要であるとき、コミューン行政委員会及びその他の委員会 並びに自らのコミューンの調査機関及び職員より、意見及び情報を求めることができる。

(地域社会福祉委員会)

- 第4条 コミューン議会は、コミューン内に2箇 又はそれ以上の地域社会福祉委員会を各地域毎 に1箇づつ設置する旨決議することができる。
- 第5条 地域社会福祉委員会は、その地域内の開発を追求し、かつ社会環境計画及びその他の一般的予防活動に関する措置の必要性を社会福祉委員会に通告しなければならない。

社会福祉委員会は、前項に定める事件の予備 調査を地域社会福祉委員会に委託することがで きる。

第6条 地域社会福祉委員会は、社会サービス法 又はその他の法令により、社会福祉委員会の権 限に属する事件及び個人に関する保護その他の 措置を目的とする事件を裁決する。ただし、コ ミューン議会が一定の事件についてことなった決議をしている場合はこの限りでない。

第7条 本法又は他の法令において社会福祉委員会について定めていることは、地域社会福祉委員会に準用する。ただし、コミューン議会に対する提案に関する第2条第2項及び第3条第1項の規定を除く。

法律又は他の法令において、上記の点と異なる規定が定められている場合には、その規定を 適用する。

(社会福祉委員会の構成など)

第8条 コミューン法第3章に定める下記の規定は、社会福祉委員会にも適用する。

委員の数などに関する第2条 被選挙資格に関する第3条第1項 休暇などの権利に関する第4条第1項 任期に関する第5条第1項 委員の辞任の効果に関する第5条第3項 ストックホルムコミューンを除き、議長及び 副議長に関する第6条

会議の時間及び場所並びに会議へ出席する権 利に関する第7条

補充委員の職務などに関する第8条 定足数などに関する第9条第1項 決定手続及び記録などに関する第10条 送達などに関する第11条 細則及び委任に関する第12条

第9条 社会福祉委員会を代理して行う決定の委任は、未成年者の保護に関する特別規定第2条、第6条及び第7条によって委員会の権限に属する事項については、これを行うことができない。 地域社会福祉委員会の設けられていないコミ

地域社会福祉委員会の設けられていないコミューンにおいては、前項に定める問題に関する 決定権を、委員会の委員又は補充委員によって 構成される特別部に委任することができる。

第10条 社会福祉委員会を代理して行う決定の委任は、親権者法及び一般児童扶助法の適用に関する場合、下記の規定に示される事項についてのみこれをなすことができる。

親権者法第1章第4条、第2章(ただし、第7条に定める事項を除く)、第3章、第7章第2条及び第7条(ただし、契約が一時金の支払をなす措置をふくむ場合を除く)並びに第11章 一般児童扶助法第5条

第11条 一定の場合に決定を行う委員会の議長又

は特に受命を受けた委員の権利に関しては、親 権者法及び未成年者の保護に関する特別規定に 定めるところによる。

(事件の処理手続)

第12条 社会福祉委員会は、申請又はその他の方法で委員会の知るところとなった事項であって、委員会の措置を要するものについて、遅滞なく調査を開始しなければならない。

委員会は、当事者及び事件について情報を提供できる他の者を取調べなければならない。

第13条 調査の際に明かになった事項及び事件の 裁決に意味のある事項は、確実な方法で保存さ れなければならない。

個人の私的事情に関する記録は、権限外に入 手することができないように、守られなければ ならない。

- 第14条 個人は、自分について作成された一件記録の記載又はその他の記載について知らされるものとする。
- 第15条 社会福祉委員会における事件については、除斥に関する行政法第4条及び第5条の規定を適用する。

右の他、上訴規則の適用とは無関係に、社会 サービス法によるすべての事件について、行政 法の以下の規定を適用する。 訴訟代理人又は付添人に関する第6条、 当事者の教示に関する第8条、 通訳に関する第9条、及び レミスに関する第10条。

第16条 社会福祉委員会における事件が、公務所の業務の執行を目的とするものである場合には、上訴の方法とは無関係に、行政法の以下の規定を適用する。

当事者の閲覧権に関する第14条、 通知に関する第15条、 当事者の口頭陳述権に関する第16条、 決定理由に関する第17条、 決定の更正に関する第19条、及び 責任に関する第20条。

第17条 本法第16条又は行政法第15条によって意見を述べる機会を与えられた者は、特別な理由がない限り、委員会に出頭する権利をもつ。

意見を陳述する機会を用意された者は、委員 会に出席する権利を知らされなければならない。

第18条 15歳に達した者は、社会サービス法又は 未成年者の保護に関する特別規定による訴訟事 件又は事件において、自ら訴訟上の要求を追行 する権利を有する。

(つづく)

(追記) スウェーデン大使館広報課に問合せたところ、「6月3日に社会サービス法案は議会を通過したが、一部分だけで、施行は明後年(1982年)1月1日となっている」とのことですので、詳しいことは後日調べてご連絡します。(坂田)

書評

幸せな社会を求めて

―― スウェーデン福祉制度の全貌 ――

監修 都倉 栄二

共 著 松下 正三 太田 義武 訓覇のり子

刊 行 厚生問題研究会 1979年12月 (厚生省広報課内)

販売店 丸善その他

この本は、前駐スウェーデン大使都倉栄二氏が監修され、当時の大使館員、松下正三氏と太田義武氏に、訓覇のり子さんが加わって、三人で執筆されたものである。

松下氏は、外務省生活の年月の大半を、何回にもわけてスウェーデンに在勤され、現在も参事官として勤務中である。本書の第1編、スウェーデンの発展の歴史的背景は、同氏が書いておられる。太田氏は、厚生省から社会福祉担当官としてストックホルム大使館に出向、3年余にわたって専門家の立場で現地での調査研究を重ねられた。その結果が本書の第2編、福祉制度の全貌となったものである。訓覇さんは、ストックホルムの都倉家に滞在中、ストックホルム大学で老人福祉を学び、今もまだ現地で勉強中である。

以上3人のその道のベテランたちが、厳然たる日本人の目をもって現地に在って経験と研究を重ねられ、その成果をまとめられたのがこの本である。スウェーデンの社会政策について、まことによく云いつくしてあるから、この方面に興味のある人々にとっては、この上ない貴重な資料ということができよう。 (小野寺)

Newly-arrived materials from Sweden "Current Sweden"

241—Gunilla Andersson-Ranveig Jacobsson: Inter-country Adoption in Sweden.

242-Joseph Board: Only Human: The Quality of Life Debate in Sweden.

243—Disa Byman-Jan-Eric Furubo:

The Impact of Energy-saving Information in Sweden.

244—Ingrid Lindvall: Diet and Exercise: A Program for Better Health.

245-Torsten Kälvemark: Swedish Public Discussion on Nuclear Power.

246-Kerstin Niblaeus: National Referendum on Nuclear Power in Sweden.

247-Amelia Adamo: Sweden and the International Year of the Child.

248-Maud Eduards: The Swedish Woman in Political Life.

249—Bo Heurling: Swedish Film at the Threshold of the Eighties.

250-Helena Dahlbäck Lutteman: Industrial Design in Sweden.

252—Johan Mårtelius:

Swedish Architecture 1930-1980.

252-Lillemor Kim:

New Rules for Admission to Higher Education in Sweden.

253—Lennart Groll:

Freedom and Self-discipline of the Swedish Press.

254-Björn Edsta:

Administrative Decentralization and Regional Policy:

A Swedish Experience.

255-Per Ragnarson:

Before and After: The Swedish Referendum on Nuclear Power.

日瑞基金の会長更迭について

社団法人日瑞基金の設立以来10年間に亘りその会長として事業の充実と発展に努力せられ、 科学技術の日瑞交流の円滑化に貢献せられた土光敏夫殿には、このほど経団連会長を退任され た機会に勇退されました。

永年のご指導に対し心より御礼申し上げます。

そのご後任として三井造船株式会社会長の山下勇殿が就任されましたのでご報告申し上げます。

$\langle S | P = 1 - \lambda \rangle$

新エネルギー法案、国会で提議さる

新エネルギー政策のガイドライン、原子力発電 所の安全性促進、天然ガスの輸入、以上の3項目 がスウェーデン政府の新エネルギー法案における 顕著な箇所である。

きたる何十年かでスウェーデンは、環境汚染のない、なるべく持ちのよい資源を自国から調達し始めねばならないといわれる。これは、操業中もしくは建造中の12の原子炉が、約25年、技術的部門で使用されたのちに暫次除去するという旨の3月の国民投票の不可避の結果である。

法案では、原子力発電所での安全性を促進する 手段は1985年までに考案されねばならず、また各 発電所への特別委員会の設置、及び原子力検閲職 の再組織などが必要であることがのべられてい る。

さらに、法案は 1985 年の 10 月にデンマークから、あるいはデンマーク経由で、天然ガスの輸入をおこなうというシュードガース(Sydgas)計画についてもふれている。年間 4 億 4,000 万立方メートルのガスは、50万トンの石油に相当するということであるが、ある状況のもとでは、その 4 倍にも相当することがありうる。

また、代替的なエネルギー技術への投資のための国家基金についても、法案はふれている。1981年初頭に発表が予定されている法案では代替的な自動車燃料やエネルギーが紹介されると思われる。また、エネルギーの節約や、代替的なエネルギーに関する問題等がより重視されることとなろう。

1981~1982 年に予算の赤字を 70 億 クローナ 減らす

650億クローナ(邦貨約 3 兆7,500億円)になると予想される1981/1982経済年度の予算の赤字を70億クローナ(3,990億円)減らさねばならないと最近国会に提出された修正予算の中に述べられている。1980年から1981年の経済年度における赤字は約 580億クローナ(3 兆 3,060億円)即ちGNPの11%に当ると予想されている。

向 5 2 ~ 3 年間に予算の赤字は平均 G N P の 1 % へらし、1984 / 85年度までには G N P の 7 %に

減少させなければならないと強調されている。このことは政府の支出を減らすことによって達成されるとし、社会保険部門は勿論、民間企業、地方自治体、民間人にも影響が及ぶと思われる。政府支出の3分の1を節約することになり、支出、投資、及その他の経済活動にまで及ぶ。

地方自治体の支出は公共支出の70%を占め、過去2、3年間は年間平均 $4\sim5\%$ の増大を示しているが1983年までに2.5%に減らなければならないとしている。

歳入をこれからふやすために政府はエネルギーを次第に増やし、酒、たばこの税を上げることを考えている。これらの増税により1980/81年にかけて約15億クローナ(855億円)の増収になるという。

官僚主義に対して調査委員会発足

自治省の発表によるとスウェーデン政府は地方 自治体が従がわねばならない中央政府の繁雑な指 示や支配が如何に地方行政を妨害し、支出を増大 させているかを調査するための特別委員会を発足 させた。これは地方自治体の要請に答えて作られ たものである。

主な研究目的は地方自治体の行政の 改善 で あ り、中央政府が作った基準、規則が支出の増大を もたらす結果となるのを制限することである。この活動団体は現行の法律や中央政府の指示の修正 等を提案し、新しく規則を作る計画に対して監視 する。

